

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 本多峰子

「共観福音書の神義論—マルコによる福音書を中心に」と題された本論文は、一般にはキリスト教組織神学の枠内で取り扱われる「神義論」すなわち「神の正義」の問題を、新約聖書学、とりわけ福音書研究（なかでもマルコ福音書が中心とされる）の立場から受け取り直し、一定の結論を得るとともに、それを組織神学に改めて投げ返して両分野を横断する対話を促そうとする、射程の広い意欲的な試みである。

「序章」ではこうした構想が提示された後、使用する資料の説明、そして研究史が説明される。先行研究として具体的に取り上げられるのはゲルト・タイセンおよび大貫隆の 2 名である。両者ともに神義論に関連する説得力のある議論を展開しているが、どちらも神義論そのものを正面から扱うわけではないがゆえの限界が見られ、補うべき、もしくは発展させるべき論点が多く残っているのだという。

論文の本体は I 章から VIII 章までである。「I 章 予備的考察：悪の問題と神の義——思想史的背景とマルコ福音書」は、古代イスラエルの時代からマルコ福音書の成立期までに、神の正義をめぐる問題意識がどのように生じ、考えられ、変化してきたのかを歴史的に辿る。マルコ福音書の成立を紀元後 70 年前後とする著者の見解もこの章で説明される。これはユダヤ戦争でエルサレムが陥落し神殿が破壊される前後の時期にあたり、当時のパレスチナは極めて悲惨な状況にあった。それゆえ、神の正義がどのように担保されるのかという問題意識はマルコ福音書の著者や読者にとっても切実なものであったはずであり、マルコ福音書そのものがそれに対する応答としてどのように機能するのかを探る必要がある——後の章で展開されるこうした視点がこの章で導入される。

「II 章 「神の子イエス・キリストの福音」——時は満ち、神の国は近づいた」は、マルコ福音書がイエスの活動を「神の国」ないし「神の支配」の実現として記述したことの意味を問題とする。イエスの「神の国」は、マルコ福音書によれば、イスラエル民族の政治的独立でも黙示文学的な新世界の出現でもなく、苦しんでいたたり困っていたりする人々に対する個別の救い（癒し、悪例払い、供食など）が様々な形で実現していくことを指すのであり、その核心にある動機は「憐れみ」なのだという。そしてこの「憐れみ」は、古代イスラエル以来、人々が神の属性として連綿と信じ続けてきたものに他ならないことを論じるのが「III 章 神の憐れみ」である。splanchnizomai という特殊な言葉が「憐れみ」の意味で使われるケースを言語史的に概観する「補遺」が付されている。

「IV 章 罪と赦しの問題」は、主として中間時代（旧約外典・偽典が成立した時代）から罪人としての自己意識に苦しむ人々（の登場する文献）が見られるようになることを示

した上で、福音書における「罪」「罪人」という言葉は多義的だということを指摘する。また「赦し」については、マルコ福音書のイエスは「罪人」（いかなる意味であれ）を無条件に赦すのに対し、マタイ福音書とルカ福音書ではそれぞれに違ったニュアンスが認められることを論じている。

IV章で指摘されたマルコ福音書におけるイエスの救済行動を、カテゴリー別に具体的なテキストに則して詳しく論じるのが「V章 病や障碍の問題」「VI章 穢れの問題」「VII章 サタンからの解放」である。各箇所の新約聖書の積義については、それぞれ先行研究が頻りに参照され、またラビ文献などユダヤ教サイドの資料の必要に応じて駆使されている。

論文本体の最終章である「VIII章 イエスの受難の意味」は、前章までで論じられていた人を救うイエスが自ら苦しみ、果ては十字架刑で殺されるという事柄に集中する。殺されたイエスを神が復活させたこと、そしてそれによって生前のイエスの活動を神が是認したこと、また逮捕された際にイエスを見捨てて逃げた男の弟子たちにも、そして「空の墓」で天使から男の弟子たちに言つてを命じられたのにそれを実行しなかった女の弟子たちにも赦しを与えられること——これらによって神は自らの正義を示したのである。ただし、なぜイエスがよりによって十字架刑という陰惨な死に方をしなければならなかったのか、そしてそれは神の意志なのかイエスを十字架刑に処した人間たちの責任なのか、それをマルコはあえて解決しようとせず、未決の状態に残したのだという。

全体をまとめる「結論」と参考文献リストによって本論文は閉じられる。

審査委員会では、本論文の美点として以下の点が指摘された。まず、時代としては古代イスラエルから紀元後 1 世紀末（マタイやルカの成立年代）まで、文献としては旧約聖書の正典、外典（続編）、偽典、新約聖書正典、ラビ文献等、そして言語としてはヘブライ語、アラム語、ギリシア語、そして（わずかながらも）ラテン語、そして二次文献としての英語というきわめて広範な領域を相手にする意欲作である。しかも、ともすると茫漠として散漫になりがちで、あるいは調べたデータを列挙するだけの退屈な文章になりがちのところ、その傾向が全くないとは言わないまでも、かなり避けられている。例えばマルコ福音書の思想的前提と背景を論じる第 I 章は、すでに知られている情報を集めて 60 ページに迫るという分量ではあるが、それぞれの時代や状況について、神の正義が疑われかねないような切迫した危機意識があったことを強調しつつ論述が進むので、退屈と感じさせることは少ない。これは著者の論述テクニクというより、自身が抱いている問題意識の深さに由来するのであろう。多くのことを調べつつ、かつ真剣に書かれていることが実感できる論文である。

また、冒頭にも記した通り、組織神学（や特定の宗教を前提しない哲学）の定番的なテーマである神義論を、福音書研究——ないし古代イスラエルからの諸文献も含めるならば広く聖書学——という枠内で展開し、それを組織神学側への問題提起という形にまとめていることが評価される。いわゆる分野横断的なコンセプトであるが、組織神学の側からど

のような返答があるのか、生産的な対話が望まれる。審査委員会に組織神学の専門家が不在だったので今後に期待をということになるが、進展を期待したい。

最後に、マルコ福音書末尾の解釈について、新たな可能性が示された。マルコ福音書は 16:8 でかなり唐突な終わり方をする。これが意図されたものなのか、それとも写本伝承の極めて早い段階で何らかの事故が起きてしまったのか、両論ある。しかし前者だった場合、イエスは十字架で死に、男の弟子たちはイエス逮捕の時点でみな逃亡し、女の弟子たちもイエス復活の知らせを男の弟子たちに伝えよという天使の命令に「怖かったので」従わず、つまり、16:8 をもってイエスの活動は歴史から忘れ去られていたはずである。本論文によれば、それこそが著者マルコの意図であり、全く出口のない絶望的な状況にイエス運動を落ち込ませたところで福音書の結びとした。しかしそれが終わりでなかったこと、福音宣教が継続していることは、マルコ福音書の読者が現実として知っていることである。このように、救いのなさそうな状況からでも必ず神の正義が実現すること、そしてそれをあえて物語の外部で、読者自身の実体験で分からせようとしたこと、さらにそれこそが、本人たち自身が絶望的な状況におかれていたマルコ読者への無二の応援になったであろうこと——本論文が描くこのような構図は、マルコ福音書が 16:8 で本当に終わっていたのであれば、その目的を説明する強力な論理になりうると思われる。

他方、本論文についての不満も出された。まず、参考文献を一瞥して分かることだが、現代の外国語が英語に偏重している。また一次文献でも英語訳に頼っているような箇所がある（英語からの孫訳でなければ説明できないような翻訳ミスも見られる）。新約聖書学はヨーロッパ大陸での蓄積が大きいので、今後、英語だけで研究を進めるのは無理がある。一朝一夕にはいかないが、ドイツ語等、他の現代外国語の習得が求められる。また英語も、やむなく原典翻訳を使うような際には、油断することなく、より一層精緻な読解が必要であろう。

論文の全体的なテーマについての先行研究が 2 名分しか挙げられていないことにも違和感が示された。組織神学への問題提起という形で聖書学の神義論を論ずるというコンセプトは本論文に独自のものであり、それゆえ厳密な意味での先行研究は存在しないがゆえ、参考までに代表的な研究者 2 名を挙げるにとどめたのだという理屈は理解できる。しかしそれだけでは本論文が宙に浮いた恣意的な研究のように見られてしまっても仕方がない。あわせて、出発点に立ち戻り、組織神学における神義論の扱いにどのような不足があって聖書学での議論が求められるのかの説明があれば、より広く神学ないしキリスト教学という枠の中で、研究の立ち位置を明確にすることができたであろう。

次に、特に内容面とのかかわりで、イエスの十字架死を「贖罪死」とする解釈が問題とされた。旧約聖書以来、贖罪は人間の律法違反を前提して初めて成り立つ概念のはずだからである（レビ記 16 章参照）。イエスは人々の罪を律法違反と別次元で捉えていたと説く本論文だが、しかし、イエスの死が贖罪死だということについては異議を唱えない。Ⅷ章の 3 節に「贖罪としてのイエスの死」という段はあるが、この点について十分な説明はな

い。旧約の伝統を外れても贖罪の概念が成立しうるのか、いずれにせよ、より踏み込んだ考察が必要であろう。

総合的な審議の結果、不足な点や不十分な点はあるものの、それぞれ著者が今後はこの分野の独立した研究者として自ら補い、また発展させていくべきものであり、積極的に評価すべき点を打ち消してしまうものではないという結論に至った。したがって、著者について、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。